

建設発生土の受入地を募集します

国土交通省大隅河川国道事務所においては、道路事業の建設工事により発生した残土の有効活用を図るため、発生土の受入地を募集します。

※大隅河川国道事務所のホームページにも掲載しています。

■募集期間

令和4年5月17日（火）～令和5年3月31日（木）

※募集期間終了後も建設発生土が残っている場合は、引き続き受付・選考を行います。
また、募集期間内であっても建設発生土がなくなり次第、受付を終了します。

■応募要件

- ①当方の工事現場から運搬距離約50km以内で埋立（盛土）を予定されている土地を所有
あるいは借地されている方
（国土交通省で建設発生土を運搬）
- ②当方の工事現場まで建設発生土を受け取りに来られ運搬が可能である方
（応募者にて建設発生土を運搬）

■別添資料

- ・建設発生土の受入地募集要領

【問合せ先】国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

技術副所長（道路担当） なかしま よういち
中島 洋一 （内線205）

工務第二課長 たかき けんし
高木 賢史 （内線411）

TEL：0994-65-2541（代表） FAX：0994-65-4216

URL：<http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/>

建設発生土の受入地募集要領

1. 募集の趣旨

国土交通省大隅河川国道事務所においては、道路事業の建設工事により発生した残土の有効活用を図るため、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方の所有地を受入地として募集します。

2. 応募の要件

(1) 応募できる方（以下の①または②）

- ①令和4年6月上旬頃～令和5年3月の間で、当方の工事現場からの運搬距離が約50km以内で埋立（盛土）を予定されている土地を所有あるいは借地されている方。（借地の場合は、所有者の同意が必須）
- ②令和4年6月上旬頃～令和5年3月の間で、埋立（盛土）を予定されている土地を所有あるいは借地されており、建設発生土を当現場にて受け取りに来られ運搬が可能な方。（借地の場合は、所有者の同意が必須）

なお、土地所有者等土地に関する権利者は、暴力団員または暴力団員が実質的に経営を支配する業者でないこと。

(2) 受入地の要件

- 埋立（盛土）土量が原則として10,000m³以上を対象（10tダンプトラック約2,000台分相当以上）
- 大型ダンプトラック（10t車）で土砂（30cm程度の岩砕含む）シラス、粘性土等の混在土の搬入ができること。
- 法律、関係条例上、埋立（盛土）を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了あるいは近々完了見込み（発生土の受け入れまでに）であること。
- 埋立（盛土）の土地の隣接者より、境界及び埋立（盛土）に関して、了解が得られていること。
- 埋立（盛土）への搬入路を確保する際に必要となる用地買収及び借地契約等は申込者にて行うこと。
- 国土交通省で建設発生土を運搬する場合、搬入後の建設発生土の管理は、申込者の責任において行うこと。
- 申込者で建設発生土を運搬する場合、受取後の建設発生土の管理は、申込者の責任において行うこと。
- 禁止事項を遵守できること。
 - ①搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出すること。

- ②土地の転売を目的として土砂を搬入すること。
 - ③不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行うこと。
- 搬入時に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、事前に周辺住民等への周知を申請者で行うこと。

3. 募集期間および必要書類

(1) 募集期間 令和4年5月17日（火）～令和5年3月31日（金）

※募集終了後も建設発生土が残っている場合は、引き続き受付・選考を行います
が、募集期間内であっても建設発生土がなくなった時点で受付を終了します。

- (2) 必要書類
- 建設発生土受入申込用紙
 - 土地所有者の同意書（借地の場合）
 - 埋立（盛土）の許可証の写し（申請中の場合は、申請書の写しなど。ただし、搬入開始は許可証の確認後。）
 - 埋立（盛土）の位置を示した地図（経路、運搬距離含む）

4. 応募後の確認等

応募のあった受入地については、現地立会、隣接者との境界、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、埋立（盛土）に適した条件と認められた場合は候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、その結果は申込者へ連絡します。

5. その他留意事項

- 建設発生土の搬入（運搬）にかかる費用は、当方の工事現場から運搬距離約50km以内の場合、運搬費用は無料です。
- 運搬距離約50kmを超える場合は、当方の工事現場まで建設発生土を受け取りにきて頂く（申込者にて運搬する）必要があります。
- 候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬入を優先するため、申請時の搬入量を確保することはできませんので、予めご了承をお願いします。
- 受入地の選定は、経済性、受入条件等により決定しますので、必ず選定されるわけではありません。

6. 応募窓口及び問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第二課

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1013-1

TEL 0994-65-2992 (直通)

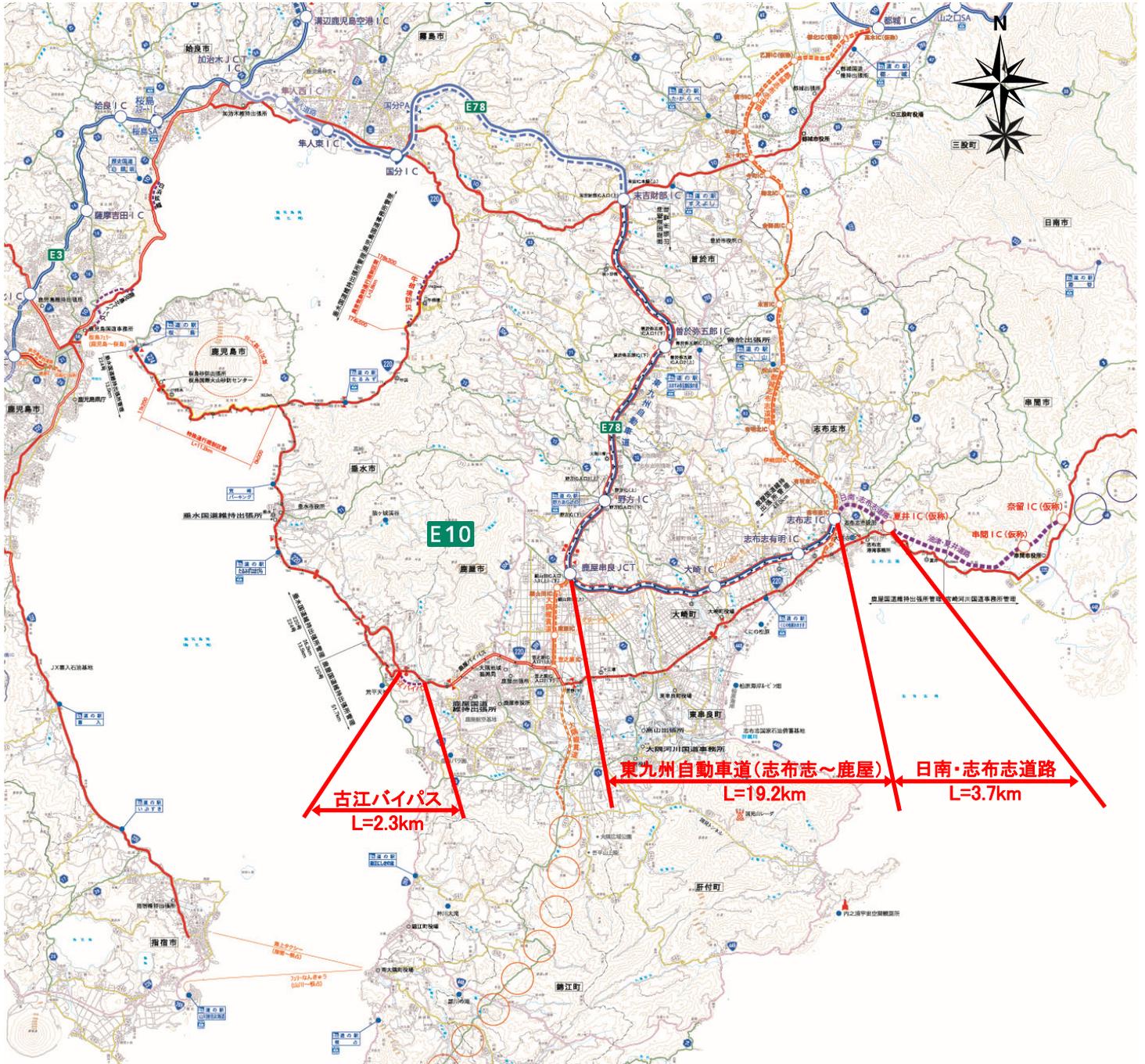
FAX 0994-65-4216

担当 高木、大宅、戸田

<http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/> (ホームページも併せてご覧ください)

建設発生土受入対象地域位置図

※検索ソフト等使用して通行可能な道路を選択の上、応募条件の距離を確認してください



申込日 令和 年 月 日

建設発生土受入申込書

国土交通省 九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○受入地の住所・地目

住 所	
地 目	
面 積	
搬入可能な土砂総量	m ³

○許可等を受けた事業に関する事項（事業で無ければ記入不要）

事 業 名 称	
法 令 等 の 名 称	
許 可 等 の 時 期 及 び 許 可 等 の 番 号	年 月 日 第 号
許 可 等 の 区 域 の 位 置	
許 可 等 の 区 域 の 面 積	平方メートル
土 砂 埋 立 行 為 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル
搬入する土砂の総量	立方メートル
工 事 予 定 時 期	年 月 日 ~ 年 月 日